

輪島市監査公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年11月7日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成30年10月24日（水） 監理課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成30年度監査資料（平成30年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成29年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○監理課は公有財産管理の主管課である。旧学校校舎等の老朽化した公共施設が増加し、それに伴う維持管理費の増加、遊休・休眠施設の有効な利活用等が大きな課題となっている。その対応策として、「公共施設等総合管理計画」に基づき計画的に財産処分を進めることが必要と思われる。その実現のため、引き続き真摯に努力することを期待したい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①市有土地貸付料及び建物貸付料の滞納について

電話、文書等での催告そして個別訪問等で滞納者個々の状況を把握しながら徴収納付に努めているとのことである。しかしながら毎年滞納額が増加している。その理由等の分析を行い、法的手段等も念頭に滞納金額の削減に取り組まれない。